

# 定 款

特定非営利活動法人

NPO かなびの丘

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPOかなびの丘と言う。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市北区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、知的障がいや認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が、人間としての尊厳を保ち、自らの意思に沿った暮らしを、その一生を通じて送ることができるように、人権擁護の観点に立った支援を行う。同時にそのような方々の代弁者(アドボカシー)としての役割を果たすことを目指す。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

特定非営利活動促進法第2条別表の

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

成年後見事業：判断能力の不十分な方々の権利が擁護され、一生を通して安心して社会生活を送れるように後見事務支援、法人後見人受任を行う。

自立支援事業：判断能力の不十分な方々の日常生活の質(QOL)の向上にかかる支援を行う。

第三者評価事業：大阪府認証の評価機関として、対象事業所に対して事業運営上の課題を明らかにし、サービス向上へのヒントも提供する。また、評価結果の公表により、利用者の事業者選択の支援を行う。

人権啓発事業：権利擁護に関する制度や取り組みを啓発するとともに、判断能力の不十分な方々の代弁者としてQOLのあり方を提言する。また、それらに関する調査・研究も行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を、12ヶ月滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但しその会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

## 第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 20名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 理事のうち、副理事長をおくことができる。
- 4 理事及び監事は、総会において選任する。
- 5 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 6 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることに、なってはならない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長又は理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に、違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、理事会の決議により、役員とは別に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して

意見を述べることができる。

- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 その他の会員については、総会に出席し意見を述べるることができる。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算報告
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 理事会が付議した事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議事録に署名または記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第30条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

（理事会の議長）

第33条 理事会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。

（理事会の議決）

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第34条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

## 第6章 評議員および評議員会

(評議員)

第37条 この法人に、評議員を置く。

2 評議員は理事との兼任を妨げない。

3 評議員は、3名以上10名以内を選任し、理事長がこれを任命する。

4 評議員には、第14条、第15条および第16条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」および「理事・監事」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

6 議事録には、議長および出席した評議員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

## 第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益



## (6) その他の収益

### (資産の管理)

第40条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

これを変更する場合も同様とする。

### (予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (事業報告書及び決算)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

### (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **第8章 事務局**

### (設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第10章 雑則

(公告)

第52条 この法人の公告は官報により行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

個人入会金	0円	、	個人会費	月	1,000円
団体入会金	0円	、	団体会費	年	12,000円/□

(2) 賛助会員

個人入会金	0円	、	個人会費	年	3,000円/□
団体入会金	0円	、	団体会費	年	12,000円/□

(3) 利用会員

個人入会金	0円	、	個人会費	月	200円
団体入会金	0円	、	団体会費	年	0円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名 鴻巣 十二子

(2) 副理事長

氏名 南辻 協一、山崎 忠光

(3) 理事

氏名 阿部 環、井守 能成、江口 昌子、奥村 和男、川村 實雄、小池 尚子、  
白土 隆司、中野 重光、松原 米子、山内 庸行、吉本 由子

(4) 監事

氏名 西村 英八郎、水場 俊夫

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

附則

1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成 22 年 10 月 15 日）から施行する。

附則

1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成 26 年 5 月 9 日）から施行する。

附則

1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成 26 年 11 月 4 日）から施行する。

附則

1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成 27 年 10 月 16 日）から施行する。

附則

1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成 28 年 2 月 9 日）から施行する。

附則

1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。